大型動物等有害鳥獣の処理

1 検討の経緯と目的

新たな中間処理施設の整備と併せて、喫緊の課題となっているエゾシカ等の有害鳥獣の処理の検討について、構成市町村から要望が寄せられたことから、平成29年度の新中間処理施設整備検討会議において、今後の検討事項といたしました。

現施設での鳥獣の取り扱い

- (1)建設時において、「動物の死体は処理対象外にする」という地域住民との約束があります。
- (2)十勝圏複合事務組合ごみ処理条例第8条及び同施行規則第5条により、「処理除外物」としています。
- (3)現在のくりりんセンターは、大型動物等の処理に対応した施設ではありません。

【補足:一般廃棄物処理施設おける鳥獣等の処理に関する法的解釈について】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)の解釈

事業者の責務について(昭和46年10月16日 厚生事務次官通達)

「事業活動に伴って排出される廃棄物が一般廃棄物に該当する場合であっても、その処理に責任を有するものであり、それが市町村の住民の日常生活から排出される廃棄物の処理に支障をもたらすような場合には、市町村長において事業者に対し、自家処理を求めること等ができるものであるので、その趣旨を各市町村に徹底されたい。」

2 廃棄物の区分

産業廃棄物と一般廃棄物の区分

(1)産業廃棄物となる場合

事業活動に伴う日本標準産業分類「小分類:012 畜産農業^(※1)」に含まれる場合は、産業廃棄物になります。

(2)一般廃棄物となる場合

原則として産業廃棄物以外の動物の死体(※2)は一般廃棄物になります(廃棄物処理法)。

(※1)「小分類:012 畜産農業」

小分類の畜産農業とは、「酪農業」、「肉用牛生産業」、「養豚業」、「養鶏業」、「畜産類似業」、「養蚕農業」、「その他の畜産農業」になります。

(※2)動物の死体処理の例外について

有害鳥獣対策により発生した死体については、適切な処理が困難な場合、または、生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合、現場において埋設することもできます。(鳥獣保護法及び同施行規則)

鳥獣捕獲後の処理フロー例

別紙のとおり(国立研究開発法人国立環境研究所「捕獲鳥獣の適正かつ効率的な処理システムの構築に関する研究」研究成果報告会資料より)

3 処理の現状

構成市町村における処理の現状

※各自治体のホームページに掲載されている鳥獣被害防止計画より抜粋

- ・エゾシカの処理については原則持ち帰り適切に処理(自家処理、一般廃棄物処理施設へ搬入、町指定の処分場)とし、やむを得ない場合は、生態系に影響を与えないように適切な方法で埋設処理する。(音更町・鹿追町・芽室町・更別村・大樹町・幕別町・本別町・陸別町・浦幌町)
- ・鳥獣の処理は、適正な方法による処理とする。エゾシカは肉や皮などの有効利用の促進に努める。(帯広市)
- ・エゾシカについては、ジビエ等を利活用し、残滓は適切に処理する。(上士幌町)
- ・エゾシカについては、基本的には一箇所に集め、残滓処理企業が回収する。(鹿追町)
- ・捕獲鳥獣の処理は、民間レンダリング施設及び塵芥センターで焼却処理、又は、捕獲現場で埋設等の方法で処理する。(新得町)
- 平成27年度に運用開始した有害鳥獣残滓等処理施設を利用。(芽室町)
- ・エゾシカ、ヒグマの内臓及び内臓内容物などは、一般廃棄物として焼却処理。(中札内村)
- ・捕獲等をした有害鳥獣については、原則持ち帰り、肉、毛皮等の有効利用を図るほか、焼却処理等の適切な処理を行う。(広尾町)
- ・エゾシカを駆除した個体又は残滓は町で配備している残滓ボックスで原則回収し、町外業者に委託して処理する。解体処理施設の活用により、残滓処理量及び経費の減少を図る。(池田町)

道内主要都市における処理の現状

※鳥獣被害防止計画より抜粋

- 捕獲した個体又は残渣は、関係法令を遵守し焼却等の処分を行う。(札幌市)
- ・残滓は、一般廃棄物収集運搬業者が市内4箇所の回収ボックスから収集し、清掃工場で焼却する。ただし、 搬出が困難な場合は、捕獲現場で適正な方法により埋設処分する。(旭川市)
- ・エゾシカ等の皮や肉は有効活用し、それ以外は焼却処理する。(函館市)
- 一般廃棄物として市の処理施設にて焼却処分とする。(苫小牧市)
- ・農協連処理施設(化製場)及び市の処理施設にて処理を行う。(北見市)
- ・捕獲した鳥獣は、捕獲後速やかに埋設、又は処理場で焼却処分する。一部食肉加工所及びペットフード加工所(民間)において利活用を図る。(釧路市)

4 有害鳥獣等の専用焼却施設を設置した他自治体の事例

(1)釧路広域連合

処理対象: 有害鳥獣捕獲に伴う野生動物、自然死またはロードキルによる野生動物、その他

処理能力: 250kg/2h

年間処理量: 34,790kg (平成29年度実績)

整備費(単独事業): 約24,000千円(焼却炉、冷蔵施設等)

運営費: 委託料 約5,700千円(運転費、維持管理費、燃料費等)(平成29年度実績)

(2)留萌南部衛生組合

処理対象: 有害鳥獣捕獲に伴う野生動物、自然死またはロードキルによる野生動物

処理能力: 150kg/h

年間処理量: 34,230kg (平成29年度実績)

整備費(単独事業): 約33,300千円(焼却炉、冷凍施設等)

運営費: 委託料 約 7.200千円 (運転費、維持管理費、燃料費等) (平成29年度実績)

5 今後の進め方

組合としては、現施設建設時の地域住民との約束があることから、新施設においても動物の死体の処理は難しいと考えております。まずは構成市町村の処理の実態について、組合と構成市町村において情報を共有したく、照会させていただきます。